

平成 24 年 1 月 5 日

関係者各位

更生会社 水谷建設株式会社
管財人 弁護士 天 野 勝 介

会社更生手続開始のご報告と管財人就任のご挨拶

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 23 年 12 月 1 日の大阪地方裁判所による保全管理命令以降、保全管理人であった当職は、弊社の経営陣に代わり、弊社の事業の経営及び財産の管理を行いつつ、事業の再建に向けて努力してまいりました。幸いにして、皆様からも暖かいご支援をいただき、支障なく事業を継続させていただいております。

このような状況を踏まえ、平成 23 年 12 月 31 日午前 10 時、大阪地方裁判所において、会社更生手続開始の決定がなされるとともに、当職が管財人に選任されましたので、ご報告いたします。関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。これもひとえに関係者の皆様のご寛容とご支援の賜物でございます。

また、会社更生手続のスケジュールにつきましては、以下の通りとなっております。

	手 続	日 付
①	更生手続開始の申立て（債権者）	H23. 12. 1
②	保全管理命令（裁判所）	H23. 12. 1
③	更生手続開始の決定（裁判所）	H23. 12. 31
④	債権届出期限（債権者）	H24. 2. 29
⑤	会社更生法 84 条報告書提出期限（管財人）	H24. 5. 21
⑥	認否書提出期限（管財人）	H24. 5. 21
⑦	債権の調査期間	H24. 5. 28～6. 11
⑧	更生計画案提出期限（管財人）	H24. 12. 26

※ ⑧につきましては、手続の状況によって、延期される場合がございます。

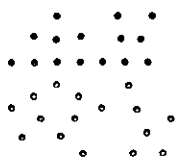
今後、弊社におきましては、引き続き当職が弊社の事業の経営及び財産の管理を行いつつ、裁判所の監督のもと、会社一丸となって事業の再建に努め、皆様のご支援に報いる覚悟でございますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、ご報告かたがた、厚く御礼申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

管財人室 TEL : 0594-41-4023 FAX : 0594-41-4024



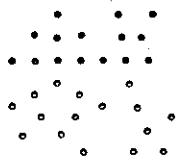
平成23年(ニ)第3号 会社更生事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 水谷建設株式会社について更生手続を開始する。
- 2 上記会社の管財人に次の者を選任する。
大阪府中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル
弁護士 天野 勝介
- 3(1) 更生債権又は更生担保権の届出期間
平成24年2月29日まで
- (2) 認否書の提出期限
平成24年5月21日
- (3) 更生債権又は更生担保権の一般調査期間
平成24年5月28日から平成24年6月11日まで
- 4(1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間
平成24年12月26日まで
- (2) 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間
平成24年11月26日まで
- 5 管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間
平成24年2月29日まで
- 6 管財人が次に掲げる行為（常務に当たるものを除く。）をするには、当裁判所の許可を得なければならない。
 - (1) 重要な財産の処分（担保権の設定、賃貸その他一切の処分を含む。）
 - (2) 重要な財産の譲受け
 - (3) 多額の貸付（手形割引を含む。）
 - (4) 多額の借財



- (5) 和解又は仲裁合意
 - (6) 無償の債務負担行為又は権利の放棄
 - (7) 会社更生法127条7号の規定による共益債権の承認
- 7(1) 管財人は、会社更生法84条1項の規定による報告書を平成24年5月21日までに提出しなければならない。
- (2) 管財人は、会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を、財産評定完了後直ちに作成し、これらを提出しなければならない。
- (3) 管財人は、更生計画認可の決定があったときは、会社更生法83条4項の規定による貸借対照表及び財産目録を直ちに作成し、これらを提出しなければならない。
- (4) 管財人は、毎月末日までに、更生会社の当該月の前々月の業務及び財産の管理状況を、書面で報告しなければならない。
- 8 管財人は、更生計画案作成時における清算貸借対照表及び更生手続開始後の損益計算書を作成して、これらを更生計画案に添付しなければならない。

理 由

証拠によれば、開始前会社には、会社更生法17条1項所定の更生手続開始の原因となる事実が認められる。また、同法41条1項各号に該当する事実は認められない。

よって、本件申立ては理由があるので、主文1項のとおり決定し、併せて同法42条1項、72条2項、83条3項、4項、84条、85条4項、146条3項、184条1項、2項、会社更生規則51条1項をそれぞれ適用して主文2項から8項までのとおり決定する。

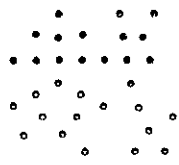
平成23年12月31日午前10時

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 小 野 憲 一

裁判官 福 田 修 久

裁判官 安 達 拓



当 事 者 目 録

三重県桑名市大字蛸塚新田 8 5 3 番地 4

申立人(債権者)

水 谷 紀 夫

申立人代理人弁護士

山 田 尚 武

同

柚 原 肇

同

安 藤 芳 朗

三重県桑名市大字蛸塚新田 3 2 8 番地

相手方(開始前会社)

水谷建設株式会社

代表者代表取締役

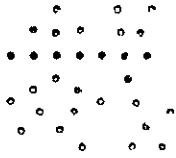
水 谷 正 之

相手方代理人弁護士

綾 克 己

同

藤 浪 努



これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官

岡村充

